

柳井市会計年度任用職員募集要項（消費生活相談員）

会計年度任用職員とは、１会計年度内を任期として職員の補助業務等に就く非常勤の公務員です。

次の職種において、勤務を希望する人を募集します。

１ 募集人数

１人

２ 勤務内容

市役所商工観光課 柳井地区広域消費生活センターにおける消費生活相談業務

- ・消費生活に関する相談処理・あっせん業務
- ・消費者教育・啓発業務
- ・消費生活に関する苦情相談処理に対応するための研究（研修参加含む。）
- ・その他消費生活に関する業務

３ 応募資格

（１）次のいずれかの資格を有する者又はこれらと同等以上の専門的な知識・経験を有する者

- ア 消費生活相談員（消費者安全法第１０条の３第１項に規定する国家資格）
- イ 消費生活専門相談員（国民生活センター）
- ウ 消費生活アドバイザー（日本産業協会）
- エ 消費生活コンサルタント（日本消費者協会）

（２）普通自動車運転免許（業務で公用車を使用）

（３）パソコン（ワード、エクセル含む。）の基本操作ができる者

４ 勤務条件

項目	内容
任用期間	任用決定の日から令和８年３月３１日まで 任用から１か月間は、条件付採用期間です。
勤務場所	市役所商工観光課 柳井地区広域消費生活センター
勤務日数	週４日（月～金のうち指定する日）
勤務時間	午前８時３０分から午後５時１５分まで（７時間４５分） （休憩 正午～午後１時）
給料又は報酬の額	月給１８９，８４０円（有資格者）～

	※任用期間中に制度改正により金額が変更になる場合があります。
給料又は報酬の支給日	翌月 20 日
期末勤勉手当	支給有り
休日	週休日（土・日・月～金のうち指定する 1 日）、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
休暇等	年次有給休暇、特別休暇（有給、無給）
諸手当（相当する報酬又は費用弁償を含む。）	通勤手当（規定による。）、時間外勤務手当等
健康保険	適用有り
厚生年金保険	適用有り
雇用保険	適用有り
公務災害	非常勤職員公務災害補償制度
服務	守秘義務、職務専念義務など地方公務員法の規定が適用されます。

5 選考方法

- （１）書類審査・面接による選考試験を実施
- （２）面接を実施する場合は、日時を別途通知
- （３）選考結果は、応募者全員に通知

6 応募手続等

履歴書（市販のもの）、普通自動車運転免許証の写し及び消費生活関係資格を証する書類の写しを商工観光課に提出してください。

7 問い合わせ・応募先

〒742-8714

柳井市南町一丁目 10-2

柳井市役所商工観光課 電話 0820-22-2111（内線 368）

平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで